

選挙期日における投票時間の繰上げについて
(案)

令和4年3月

木島平村選挙管理委員会

1. 趣旨

本村では、国・県の選挙において、平成10年に選挙人の便宜を図るために投票所の閉鎖時刻が午後6時から午後8時へ改定されて以来、午後8時までとしてきた。しかし、近年では午後7時以降の投票者数は少ない状況であり、投票所によっては一人もいない所もあること等を踏まえ、次回参議院選挙に向けて、村内すべての投票所において当日の投票時間を1時間繰上げて、午後7時までとする。

当日投票時刻（現行）	当日投票時刻（繰上げ後）
午前7時～午後8時	午前7時～午後7時

2. 近年の国・県の選挙における村の時間別投票状況

近年の 国・県選挙	投票時間別投票者数				当日の 投票者数	投票総数	期日前 投票者数
	7:00～ 9:30	15:30～ 17:30	17:30～ 19:00	19:00～ 20:00			
R3.10 衆議院選挙	309人 (24.83%)	164人 (13.18%)	104人 (8.36%)	15人 (1.20%)	1,244人	2,680人	1,423人 (53.09%)
R3.4 参補欠選挙	287人 (26.06%)	144人 (13.07%)	86人 (7.81%)	22人 (1.99%)	1,101人	2,232人	1,117人 (50.04%)
R1.7 参議員選挙	349人 (28.60%)	159人 (13.03%)	109人 (8.93%)	44人 (3.60%)	1,220人	2,464人	1,238人 (50.24%)
H30.8 県知事選挙	352人 (26.48%)	165人 (12.41%)	153人 (11.51%)	71人 (5.34%)	1,329人	2,266人	928人 (40.95%)
H29.10 衆議員選挙	386人 (27.01%)	156人 (10.91%)	95人 (6.64%)	51人 (3.56%)	1,429人	2,824人	1,395人 (49.39%)

※（ ）は全体の投票者数に対してのその時間の投票者数の割合

3. 実施理由・効果

- ①午後7時から午後8時までの当日投票者数が減少している。
- ②期日前投票が定着し、全投票者の約5割が期日前投票で行われていることを踏まえ、選挙人の投票に支障をきたさないと認められると考える。
- ③長時間の投票立会いによる負担が大きい投票立会人の負担軽減。
- ④職員人件費の削減。

4. 県内市町村の状況

県内28市町村において全投票所の閉鎖時刻の繰り上げを実施しており、一部の投票所の繰り上げを行っている市町村については相当数である。（R3.10月時点）

5. 投票時間繰上げに当たっての考え方

今回は、次回参議院選挙に向けての投票時刻の繰上げ（案）とし、今後、国・県の選挙ごとに選挙管理委員会において検討していくこととする。

期日前投票の投票時間は、現行通り午前8時30分から午後8時までとする。

村の選挙（村長・村議会議員の選挙）については、現行通り午前7時から午後6時までとする。

<参考法令>

◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第 40 条 投票所は、午前 7 時に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を 4 時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

○投票時間の法改正後であっても、選挙人の投票に支障がないと判断したことから、投票所閉鎖時刻を午後 6 時から変更していない自治体もあり、平成 15 年に期日前投票制度が導入されたのを機に繰上げをする自治体が増えている。